

第二回ディスカッション

2班

テーマ3 B案：任意適用すべき

開示書類の一本化は強制適用すべきか、それとも任意適用にとどめるべきか。

理由①

企業の実態が多様であり、一律の強制適用は適切でない

上場会社と非上場会社、大企業と中小企業では、事業規模や投資家のニーズ、内部管理体制が大きく異なる。すべての企業に一本化を義務付けると、実態に合わない企業にも同じ制度を適用することになり、過大な負担が生じる可能性がある。

→ 企業の実情に応じて選択できる任意適用の方が柔軟性を確保できる。

理由②

一本化にはシステム改修や実務負担が伴う

開示書類を一本化するためには、社内の作成プロセスやシステム、内部統制、監査手続などを変更する必要がある。準備が整っていない企業に強制すると、コスト増加や混乱を招くおそれがある。

→ 準備ができた企業から任意で導入する方が円滑に制度を普及させられる。

理由③

会社法と金融商品取引法では目的が異なる

会社法の計算書類は株主への説明責任を果たすことが目的であり、金融商品取引法の有価証券報告書は投資家保護や証券市場の公正性確保を目的としている。

そのため、両制度には本質的な違いがあり、完全な一本化が必ずしも適切とは限らない。

→ 企業が必要に応じて一本化を選択できる制度の方が合理的である。

理由④

制度変更のリスクを抑えられる

強制適用後に問題が発生した場合、すべての企業に影響が及ぶ。一方、任意適用であれば導入企業の実績や課題を踏まえながら制度改善が可能である。

→ 段階的な普及を図ることで制度の成熟につながる。

参考資料

[開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームによる報告「開示・監査制度の在り方に関する提言－会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察－」の公表について | 日本公認会計士協会](#)